

遺族年金制度の在り方

厚生労働省年金局

平成26年11月4日

目次

1 現行の遺族年金制度について		3 遺族年金の要件の男女差について	
・ 現行制度における遺族年金制度の支給対象者	… 3	・ 遺族年金の男女の要件の違いについて	…19
・ 遺族年金の受給要件と年金額	… 4	・ 遺族年金受給者の就業状況	…20
・ 遺族年金の生計維持要件について	… 5	・ 給与額の現状	…22
・ 近年行われた主な遺族年金制度の改正	… 6		
・ 年金部会における議論	… 7	4 遺族基礎年金の支給対象の拡大の施行過程における問題	
・ 遺族年金の支給状況	… 8	・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大	…24
・ 被保険者の妻の年齢階級別の遺族年金の受給者数	… 9	・ 国会における議論	…25
・ 【参考】支給対象となる遺族年金の例(世帯類型別)	…10	・ 支給対象拡大に際しての年金部会における意見	…26
		・ 一体改革における遺族年金の見直し	…27
		(平成24年2月14日・年金部会資料(抜粋))	
2 女性の就業と遺族年金		・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大の施行過程での見直し	…28
・ 主要国の遺族配偶者に対する遺族給付	…14	・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大と第3号被保険者の	…31
・ 共働きが一般化した社会における遺族年金制度設計	…15	取扱いに関する論点整理	
・ イギリスの2014年制度改正における遺族給付の見直し	…16		
・ 遺族年金制度の在り方に関する論点	…17	○ 検討に当たっての論点	…32

1. 現行の遺族年金制度について

現行制度における遺族年金制度の支給対象者

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組み。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある配偶者又は子となっている（子に対する遺族基礎年金は生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。）。
- 遺族厚生年金の支給対象者は、妻（子の有無を問わないが30歳未満の場合は有期）又は子（配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止）、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫となっている。

○現行制度の遺族年金支給対象者

年齢	子のない妻		子のある配偶者		子		夫・父母・祖父母		孫	
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金
55歳以上		○		○				○ (※2)		
30歳以上 55歳未満	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○ (妻のみ)	×	×	×		×	×
30歳未満		○ (有期5年間)			○ (18歳年度末まで ※1※3※4)	○ (18歳年度末まで※1※4)				○ (18歳年度末まで※1)

※1 障害のある者については20歳到達日まで

※2 55歳から60歳までは支給停止。ただし、夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合は、支給停止は行わない。

※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止

※4 配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止

遺族年金の受給要件と年金額

遺族基礎年金

次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ④老齢基礎年金の受給資格要件を満たした者

【保険料納付要件】

- ①、②については、保険料の未納期間が3分の1未満を条件とする。
- なお、平成38年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

年金額

772,800円+子の加算額

子の加算額:

- 第1子・第2子
…各222,400円
- 第3子以降
…各74,100円

遺族厚生年金

(短期要件)

次の①から③のいずれかに該当する場合に支給される。

- ①厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ②厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき
- ③1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき

(注) ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。

(長期要件)

老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間(25年)を満たしている者が死亡したときに支給される。

年金額

死亡した者の
老齢厚生年金額×3/4

※短期要件に該当する場合、死亡した者の老齢厚生年金額を計算する際、被保険者期間が300月(25年)に満たないときは300月(25年)とする。

※自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法で併給調整される。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。
 - A. 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の3/4)
 - B. 遺族厚生年金の2/3(配偶者の老齢厚生年金の1/2)と自らの老齢厚生年金の1/2

遺族年金の生計維持要件について

《生計維持要件の基準》

- 昭和60年改正において、全国民共通の基礎年金を導入するに当たり、各制度で異なっている支給要件を統一するという観点から、各年金制度共通の生計維持要件を設定することとされた。

＜昭和60年改正における認定基準の概要＞

- ・ 「年収600万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」を生計維持関係にあると整理。

＜考え方＞

- ・ 遺族年金の生計維持要件は、法律上の権利発生要件（※）とされており、年金を受ける者と受けない者の差が非常に大きなものとなるので、通常の所得制限のような支給停止と同様の考え方を採るわけにはいかなかった。
(※)権利発生要件:保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件であり、受給権が発生しなかった場合は、その後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始される性質のものではない。
- ・ 死亡した配偶者の収入に関わりなく「生計を維持されていた」という要件に当たらないというためには、社会通念上著しく高額の収入があるもの、すなわち、通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%に当たる年収を基準として採用した。

- 平成6年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%に当たる者の変動に合わせて収入額を600万円から850万円に改定した。

《生計維持の認定事務》

- 裁定請求時に850万円未満の収入額を証明するものとして次のものを添付してもらうことによって認定を行う。
 - ・ 前年又は前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を証明することができる書類など
 - ・ 被用者保険の保険証（被扶養者のみ）、国民年金の第3号被保険者認定通知書、国民年金免除該当通知書など
- 前年の収入では850万円以上だが、近い将来において定年等の事情により収入が下がることが確実と認められる者については、その事情を証明する書類（例えば、定年が明記された就業規則など）を添付してもらうことによって認定を行う。

近年行われた主な遺族年金制度の改正

昭和60年改正

- 基礎年金制度の導入に際し、遺族年金についても、一階部分が全国民共通の基礎年金、二階部分が報酬比例年金という、現行の二階建ての仕組みとなった。
 - ・ 従来の国民年金法の母子年金・準母子年金・遺児年金を遺族基礎年金に統合
 - ・ 遺族基礎年金を受けるために、国民年金には保険料納付要件が設定された。遺族厚生年金の支給要件についても、短期要件と長期要件に分けて設定。
- 中高齢寡婦加算の創設
 - ※ 夫の死亡時35歳以上であって、40歳以上65歳未満で生計を同じくする子のない妻に対し、遺族基礎年金の3/4の額を遺族厚生年金に加算

平成16年改正

【若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し】

- 夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金について、5年間の有期給付となった。
- 中高齢寡婦加算について、支給要件となる年齢が、夫死亡時40歳以上となった。

【遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の見直し】

- 自分自身の老齢厚生年金は全額支給される。
- 改正前の制度で支給される額を自分自身の老齢厚生年金の額と比較して、後者の額が少額の場合は、その差額が遺族厚生年金として支給される。

平成24年改正

- 遺族基礎年金の対象者を父子家庭に拡大

年金部会における議論

年金制度改正に関する意見(平成15年9月12日)

III. 次期制度改正における個別論点についての考え方 5. 女性と年金 (4) 遺族年金

- 遺族年金についても、女性の就労の増加、生き方、働き方の多様化に対応し、年金制度における公平性を確保するという観点から、給付と負担の関係を見直すことが求められている。この見直しに当たっても、前述のような男女を取り巻く社会経済の現状と将来をどうみるかという観点の違いを踏まえつつ、将来を展望した見直しを進めるべきである。
- なお、夫婦間の年金分割の導入が図られたり、男女の雇用の格差の解消が進み、高齢期は自分自身の年金で暮らすことが基本となれば、将来は遺族年金は不要となるとの意見があった。

<高齢の遺族配偶者に対する年金給付>

- 現行制度では、遺族厚生年金(死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3)を選択した場合や、遺族厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の併給を選択した場合に、自分自身の保険料納付に基づく給付が全部又は一部受けられなくなるという指摘がある。
この点については、基本的には、就労した期間については自らの保険料納付が給付額に反映される仕組みとすることが望ましく、その観点から、本人の老齢厚生年金の全額受給を基本とし、現行の遺族となった場合に受給できる額との差額を支給する仕組みとすべきである。
- 現行制度においては、遺族厚生年金の水準(死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3)と遺族厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の併給を選択した場合の水準(死亡した被保険者の老齢厚生年金と自分自身の老齢厚生年金の合計額の2分の1)が異なるため、世帯で標準報酬の合計額が同じ場合、片働き世帯と共働き世帯の間で、遺族年金の額が同一とならない。
この課題に対応するものとして、遺族厚生年金の水準を「遺族配偶者自身の老齢厚生年金と死亡した配偶者の老齢厚生年金の合計額」の一定割合(例えば5分の3)とすることによって、共働き世帯と片働き世帯の公平を図るべきであるとの意見があった。また、この一定割合は、男女の雇用の格差が解消するまでの経過的なものとして考えられるとの意見があった。しかし、この点については、遺族年金の低い者の年金額を下げたり、より高い共働き等の者の年金額を引き上げたりすることとなり、女性の就労状況や雇用条件に格差がある現状において、夫の遺族年金(厚生年金の4分の3)を受給する者の比率が高いことを踏まえると、必ずしも適当でないとの意見があった。この点は、これからの男女の雇用の在り方も展望しつつ、将来に向けた課題として検討していくことが適当である。

<若齢期の妻等に対する年金給付>

- 子のいる若齢期の妻については、子の養育のため就業等の制約も多いと考えられ、そのような制約がある中では現行制度を維持することは必要である。子のいない若齢期の妻については、遺族厚生年金は有期給付とするなどの見直しを行い、就労支援に重点を置く方が望ましい。これについては、例えば一定期間又は一定年齢までの支給や一時金とすべきとの意見があった。子のいない中高齢期の妻については、中高齢の女性の雇用機会、雇用条件等を考えると、なお遺族年金の必要性がある。
- なお、遺族年金の支給要件における男女格差が残存する間は、子のいる若齢期の妻及び子のいない中高齢期の妻についても、有期給付とすべきとの意見があった。

<支給要件における男女差>

- 男女で雇用機会、雇用条件等に格差がある現状では、現行制度の支給要件における男女差はやむを得ないものと考えられるが、将来の雇用の動向を踏まえつつ、その在り方を検討していくべきである。一方、若年層に現れている格差の縮小の動向を踏まえるべきであるとの意見、生計維持要件の収入基準を見直して支給要件を絞る方向で男女差を速やかに解消していくべきとの意見があった。

<生計維持要件>

- 生計維持要件の850万円については、高すぎるとの指摘があった。この要件は、死亡時点において判断するものであり、将来の収入を見通すことは困難であることから、広く受給権が発生するよう設定されているものであることも考慮して検討していくべきである。なお、基準以上の収入が見込まれ受給権が発生しなかった遺族は、その後予測できない収入の変化があった場合でも遺族年金の支給を受けることができないことについても、併せて検討すべきである。

遺族年金の支給状況

<遺族厚生年金(新法)>

	受給権者数 (人)	受給者数 (人)	受給者・平均年金月額 (円)
夫	106,914	63,565	16,343
妻	4,377,587	4,241,644	88,491
子	112,422	18,963	74,727
その他	70,298	46,639	27,575
計	4,667,221	4,370,811	86,732

<遺族基礎年金>

	受給権者数 (人)	受給者数 (人)	受給者・平均年金月額 (円)
妻	84,812	84,700	92,615
子	157,713	9,896	54,246
計	242,525	94,596	88,601

(資料)厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(平成24年度)

(注)数字はいずれも平成24年度末時点。

被保険者の妻の年齢階級別の遺族年金の受給者数

- 夫が死亡して遺族基礎年金を受給している妻のうち、40歳台の者が全体の約6割を占めている。
- 夫が死亡して遺族厚生年金を受給している妻のうち、65歳以上の者が全体の8割以上を占めている。

<(1) 遺族基礎年金を受給している妻>

年齢(歳)	人数(千人)	割合(%)
計	80	100%
～39	14	17.5%
40～49	47	58.8%
50～54	15	18.8%
55～	4	5.0%

(注) 遺族厚生年金、遺族基礎年金の両方を受給している者については、(1)、(2)両方に計上している。

(資料) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(平成22年)

<(2) 遺族厚生年金を受給している妻>

年齢(歳)	人数(千人)	割合(%)
計	4,281	100%
～39	13	0.3%
40～49	58	1.4%
50～59	233	5.4%
60～64	303	7.1%
65～74	1,064	24.9%
75～	2,610	61.0%

【参考】支給対象となる遺族年金の例（世帯類型別）①

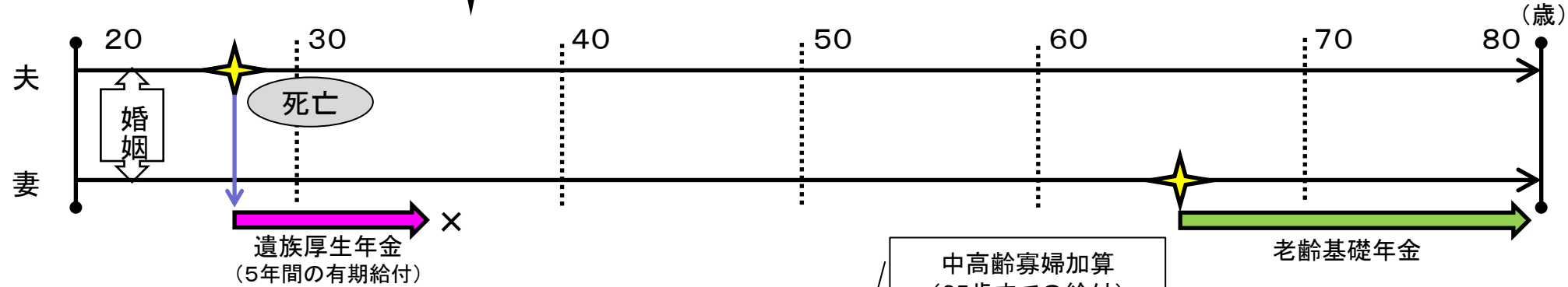
夫婦・子なし・夫2号・妻3号

※簡単のため、夫婦は同年齢とし、20代前半に婚姻したものとする。

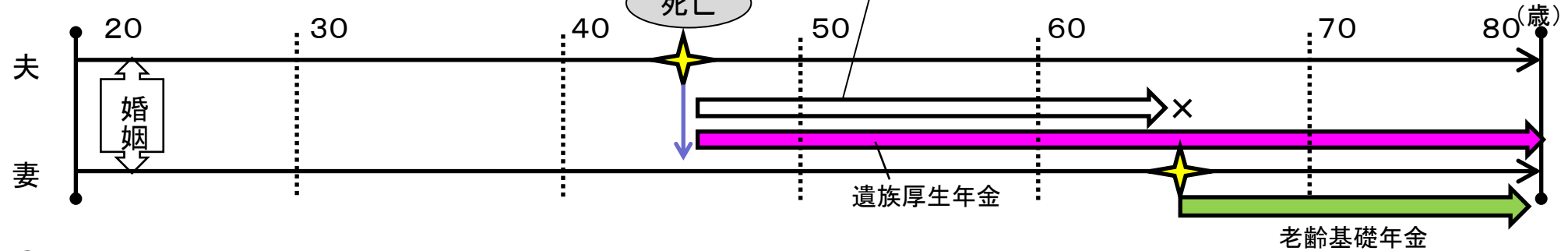
※実線の年金は妻の年金、点線の年金は夫の年金を指す。

※★は配偶者の死亡、本人の老齢到達等の保険事故の発生時点を指す。

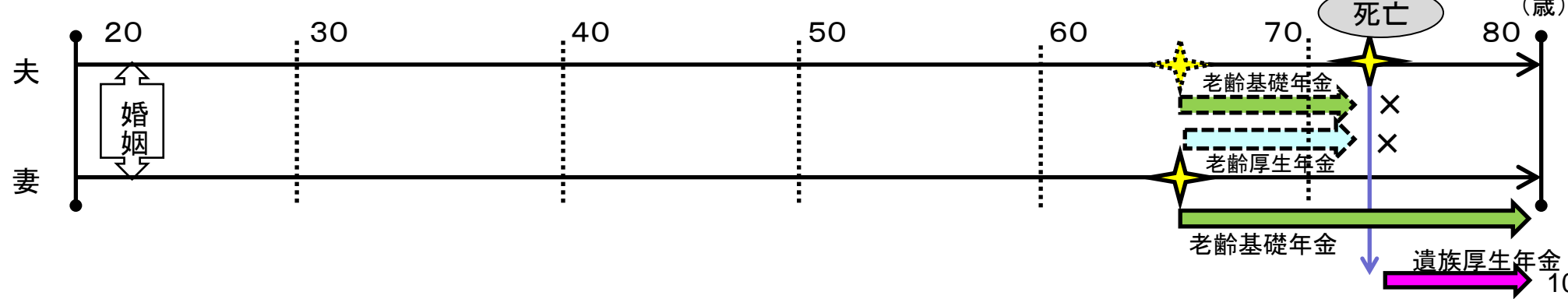
①夫が20代に死亡した場合



②夫が40代に死亡した場合



③夫が70代に死亡した場合




【参考】支給対象となる遺族年金の例（世帯類型別）②

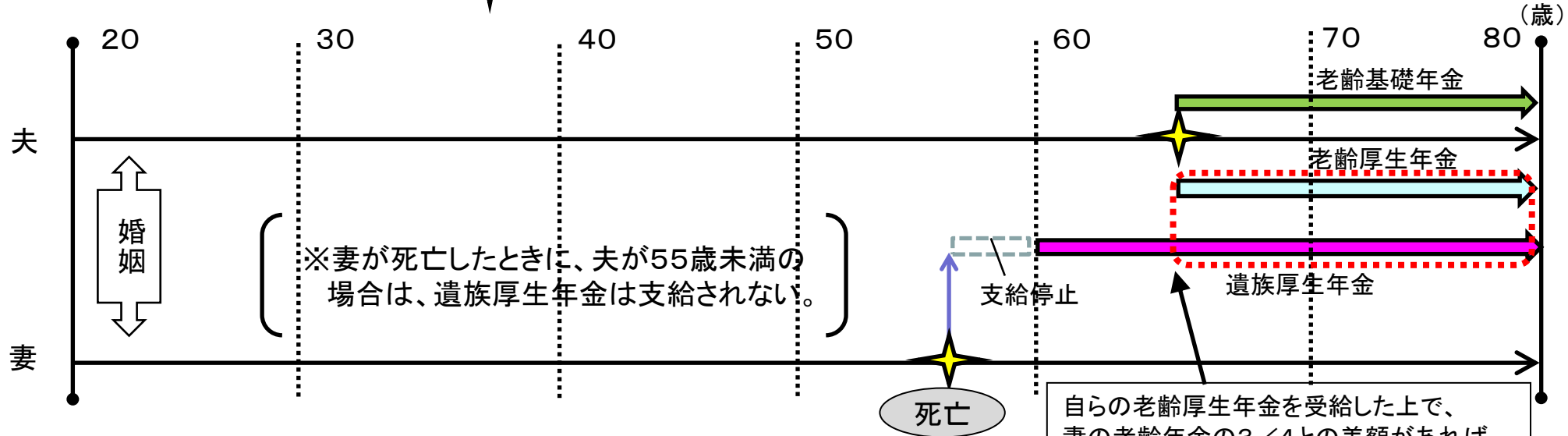
夫婦・子なし・夫2号・妻2号

※簡単のため、夫婦は同年齢とし、20代前半に婚姻したものとする。

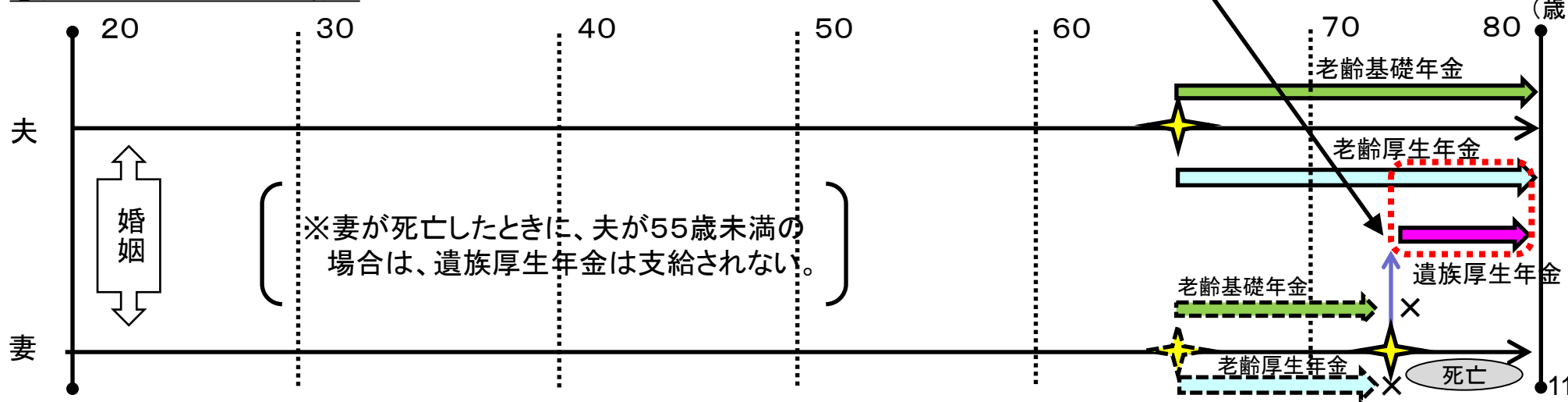
※実線の年金は夫の年金、点線の年金は妻の年金を指す。

※は配偶者の死亡、本人の老齢到達等の保険事故の発生時点を指す。

①妻が50代後半に死亡した場合



②妻が70代に死亡した場合

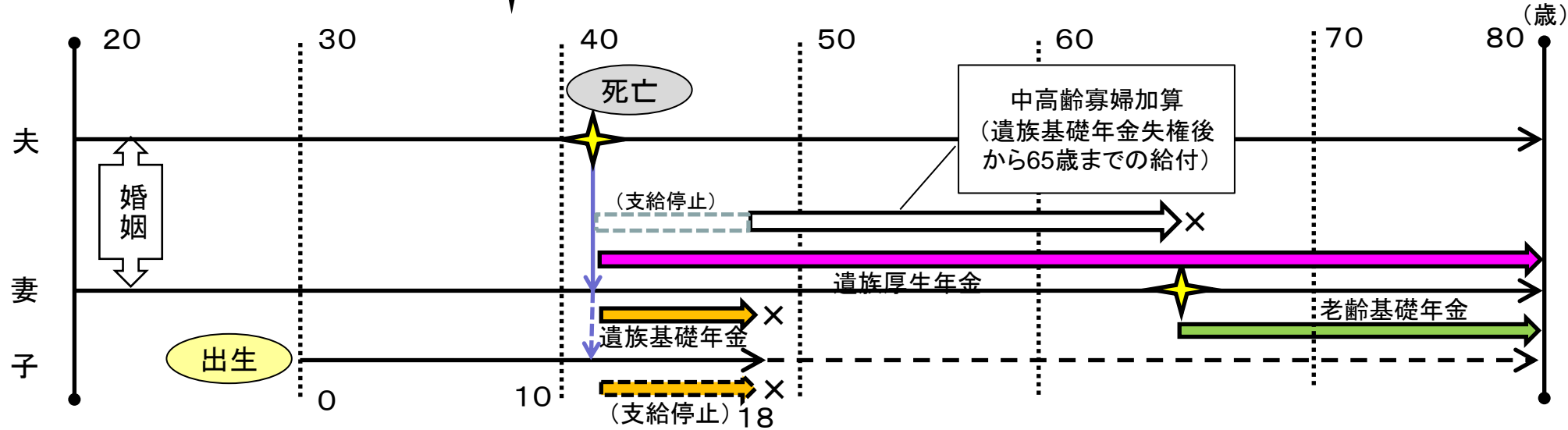


【参考】支給対象となる遺族年金の例（世帯類型別）③

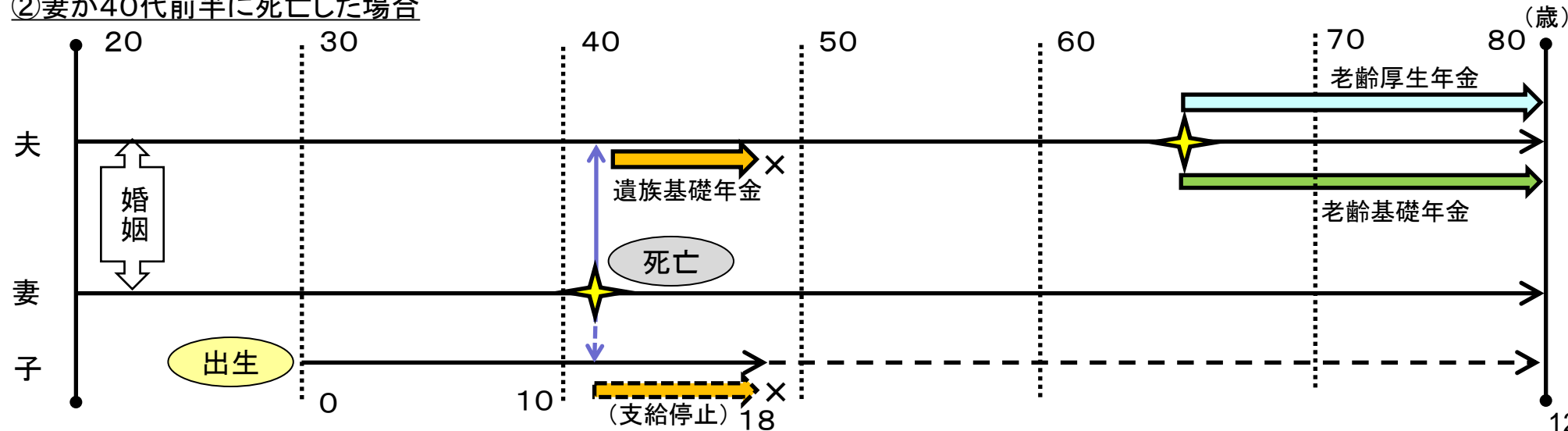
夫婦・子あり・夫2号・妻3号

※簡単のため、夫婦は同年齢、20代前半に婚姻し、子は夫婦が30歳のときに出生したものとする。
 ※実線の年金は遺族となった妻又は夫の年金、点線の年金は支給停止された年金を指す。
 ※★は配偶者の死亡、本人の老齢到達等の保険事故の発生時点を指す。

①夫が40代前半に死亡した場合



②妻が40代前半に死亡した場合



2. 女性の就業と遺族年金

主要国の遺族配偶者に対する遺族給付

	アメリカ	英国(注)	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本	
給付の種類及び給付対象者	寡婦(夫)給付 ・60歳以上又は50歳以上60歳未満で障害がある寡婦(夫) 母子(父子)給付 ・16歳未満又は障害のある子がある寡婦(夫) ※寡婦(夫)給付が支給される者は対象外。	遺族手当 ・配偶者の死亡時点において45歳以上年金支給開始年齢(男性65歳、女性62歳5か月、2014年末)未満の寡婦(夫) ※母子(父子)手当が支給される者は対象外。 母子(父子)手当 ・年金支給開始年齢未満であって、16歳未満の子がある寡婦(夫)	大寡婦(夫)年金 次のいずれかに該当する寡婦(夫) ・45歳以上 ・障害がある ・18歳未満又は障害がある子がある 小寡婦(夫)年金 ・大寡婦(夫)年金に該当しない寡婦(夫)	遺族年金 ・55歳以上の寡婦(夫) 寡婦(夫)手当 ・55歳未満の寡婦(夫)	遺族所得比例年金 遺族保証年金(税財源) 65歳未満で次のいずれかに該当する寡婦(夫) ・死亡した夫(妻)と最低5年間同居 ・18歳未満の子がある	遺族基礎年金 ・子(18歳到達年度末までの間にあるか又は20歳未満で障害がある子)のある寡婦(夫)又は子 遺族厚生年金 ・寡婦(夫)、子、父母、孫又は祖父母 ※子と孫は18歳到達年度末までの間にあるか又は20歳未満で障害がある者 ※寡夫、父母、祖父等は、死亡者の死亡時点で55歳以上であること	
受給資格における男女差	解消済み	解消済み	解消済み	解消済み	解消済み	あり	
収入要件	受給権発生要件としての収入要件	なし	なし	なし	なし	あり 被保険者の死亡時点でその者(よって生計維持されていたこと(遺族の年収850万円以上の場合、生計維持されていたことのみをさす))	
	年金額算定における収入要件	[年金支給開始年齢(66歳)前]就労収入に応じて減額(又は支給停止) [年金支給開始年齢後]なし	なし	所得(※)に応じて減額(又は支給停止) ※本人の老齢年金を含む。	所得(※)に応じて減額(又は支給停止) ※本人の老齢年金及び遺族年金を含む。	なし	なし
子を養育する遺族配偶者に対する遺族給付	あり (母子(父子)給付)	あり (母子(父子)手当)	あり (大寡婦(夫)年金)	なし (家族給付制度(保険料財源)で対応)	あり (遺族所得比例年金・遺族保証年金)	あり (遺族基礎年金・遺族厚生年金)	
子を養育しない遺族配偶者に対する遺族給付	若齢の遺族(20代・30代)	なし	なし	有期給付 (小寡婦(夫)年金: 24ヶ月間の有期給付) (ただし、障害がある場合は無期給付(大寡婦(夫)年金))	有期給付 (寡婦(夫)手当: 原則24ヶ月間の有期給付)	無期給付 (遺族厚生年金) (30歳未満の場合のみ、5年間の有期給付)	
	中高齢の遺族(40代以上)	無期給付あり (寡婦(夫)給付) ・60歳以上又は50歳以上60歳未満で障害がある寡婦(夫)	有期給付 (遺族手当: 52週間の有期給付) (45歳以上)	無期給付あり (大寡婦(夫)年金:45歳以上又は障害がある場合) ・それ以外は有期給付 (小寡婦(夫)年金: 24ヶ月間の有期給付)	無期給付あり (遺族年金:55歳以上)又は (寡婦(夫)手当:55歳未満、2年間(50歳以上の者は55歳まで)の有期給付)	あり (遺族厚生年金)	
	年齢による給付額の差	年金支給開始年齢前に受給する場合は減額。	55歳以上の場合に最高額、55歳未満の場合に減額。	45歳以上は大寡婦(夫)年金の対象となり、増額。	55歳以上は遺族年金の対象。	なし	中高齢の女性に対する加算あり
	自らの老齢年金との関係	併給可能・調整あり (遺族年金が本人の老齢年金額より高い場合のみ遺族年金が支給され、支給額は老齢年金との差額)	年金支給開始年齢以上の者は遺族手当、母子(父子)手当の対象外。 ※なお、遺族は死亡者の納付保険料に基づき自らの老齢年金を一定の範囲内(基礎年金に占めては100%、国家第二年金に占めては30%)で受給可能。	併給可能・調整あり (老齢年金を含めて大寡婦(夫)年金額を調整)	併給可能・調整あり (老齢年金を含めて遺族年金額を調整)	併給可能・調整なし (ただし、遺族年金は受給者が65歳になると支給終了)	併給可能・調整あり (遺族年金が本人の老齢年金額より高い場合のみ遺族年金が支給され、支給額は老齢年金との差額)
女性の就業率(25~54歳・2013年)	69.3%	75.3%	78.5%	76.2%	82.7%	70.8%	

(注) 2014年改正法により、2017年以降は、現行の遺族手当、母子(父子)手当等に代わる新たな遺族支援金(年金支給開始年齢未満の寡婦(夫)に対し支給される一時金及び12か月の有期給付)が導入され、また、遺族の老齢給付における加算措置も廃止される。

共働きが一般化した社会における遺族年金制度設計の在り方 (遺族年金制度の諸外国比較から得られるインプリケーション)

	欧米諸国	日本
支給要件の男女差	解消済み	遺族厚生年金において、寡夫にのみ、年齢要件(死亡時において55歳以上)あり
子を養育する遺族配偶者の場合	子のある遺族配偶者に対する遺族給付は、いずれの国にも存在(ただし、フランスは家族給付制度で対応)	子が18歳未満の期間、遺族年金が支給
子を養育しない若齢遺族配偶者の場合	子のない若齢遺族配偶者に対する遺族給付は、存在しないか、あっても障害がある場合に限定されるか、有期給付	夫の死亡時において30歳未満の妻のみ、5年間の有期給付で、30歳以上は無期給付(遺族厚生年金)
子を養育しない中高齢遺族配偶者の場合	中高齢遺族配偶者を対象とした遺族給付は、いずれの国にも存在するが、有期給付となっていたり、無期給付となる年齢が高い。	無期給付かつ中高齢の女性に対する加算措置あり(遺族厚生年金)

イギリスの2014年制度改革における遺族給付の見直し

改正前

<年金支給開始年齢前の遺族に対する給付>

- 年金支給開始年齢未満の遺族配偶者に対し、
 - ・配偶者の死亡後52週間支給される「遺族手当」
 - ・児童給付を受給している子を有する寡婦(夫)に支給される「母子(父子)手当」
 - ・配偶者の死亡時に支給される「遺族一時金」の3種類の遺族給付が存在

<年金支給開始年齢に達した遺族に対する給付>

(基礎年金)

- 年金支給開始年齢に達した遺族配偶者^(※)は、自身の基礎年金受給額に、死亡した配偶者が納付した保険料に基づく基礎年金額を加算した額が受給できる。(最大で基礎年金の満額まで)

(国家第2年金)

- 遺族配偶者^(※)は、死亡した配偶者の国家第2年金の50%までを相続できる。

※配偶者の死亡時点又は児童給付の受給が終了した時点において45歳未満の者を除く。

改正後

- 受給要件と算定方法を簡素化し、一時金及び12ヶ月の有期給付からなる遺族支援金へと再編

【改正理由】

- 現行の遺族給付の受給要件や支給額の算定方法が複雑で混乱を招くこと。
- 現行の母子(父子)手当の場合、給付期間が長期になることから、自立を損なう恐れがあること。

- 新年金制度において、いずれも廃止。

【改正理由】

- 配偶者の年金から派生する受給権や相続という考え方は、男性が働き、女性が家庭にいる時代の産物であり、既婚女性は自身の権利としての年金受給権の取得が難しいという理由から導入されたもの。
- しかし、現在では、女性の労働参加率の上昇、育児期間等を年金保険料納付期間とみなす制度の創設により、このような考え方は時代に合わなくなっており、また、受給開始年齢に達した女性の75%が、自身の拠出実績に基づく満額の基礎年金を受給している。

遺族年金制度の在り方に関する論点

遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組みであるが、現行制度は、主に男性が家計の担い手であるとの考え方を色濃く残した設計となっている。

一方、女性の活躍促進により、今後、共働きで家計を賄うことが一般化すると考えられる中で、年金制度上も、大きな方向性としては、そうした社会実態に合わせた所得保障の仕組みへと制度の見直しが必要と考えられるが、このような観点から、遺族年金制度の在り方に関する論点は、以下のように整理できるのではないか。

- 共働きが一般化することを前提とした場合の、遺族年金制度の在り方について
 - ・ 現行の仕組みに残る男女の要件の違いをどのように考えるか。
 - ・ 遺族年金の給付設計(特に養育する子のいない場合)

3. 遺族年金の要件の男女差について

遺族年金の男女の要件の違いについて

- 遺族基礎年金については、父子家庭も給付対象としたことで、男女差は解消済み。
- 遺族厚生年金には、残された配偶者の受給要件には男女の違いがあるが、
 - ・ 養育する子がいる場合には、子に遺族厚生年金が支給されるため、事実上、男女差はない
 - ・ 養育する子がいなかった場合には、支給対象となる年齢や給付内容に差が存在

遺族				
18歳未満の子のいる場合			18歳未満の子のいない場合	
夫(妻が死亡)		妻 (夫が死亡)	夫 (妻が死亡)	妻 (夫が死亡)
夫	子			
遺族厚生年金 (夫が55歳以上)	遺族厚生年金 (夫が55歳未満)	遺族厚生年金(※)	遺族厚生年金 (妻の死亡時55歳以上 上の夫のみ)	遺族厚生年金 (※)
遺族基礎年金	遺族基礎年金	遺族基礎年金		中高齢寡婦加算 (40~65歳の妻)

注) 表中の下線部は性別により取扱いが異なるもの。

※ 妻に対する遺族厚生年金は、

- ・ 子のいる場合、30歳前に遺族基礎年金の受給権を失った場合、その日から5年で失権
- ・ 子のいない場合、夫の死亡時に30歳未満であった場合には、5年で失権

遺族年金受給者の就業状況①

○ 65歳未満の遺族年金受給者については、半数以上の者が就業しているが、臨時雇用の形態が多く、また、年間収入も7割以上の者が200万円以下となっている。

＜遺族年金受給者の就業率＞

	計	～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳～74歳	75歳～	65歳未満(再掲)
計	14.3%	77.7%	77.1%	51.5%	16.3%	2.8%	58.0%
厚生年金のみ	12.9%	78.9%	76.0%	50.9%	16.3%	2.8%	55.1%
厚生年金と基礎年金の両方	76.3%	76.6%	78.7%	57.5%	—	—	76.6%
基礎年金のみ	79.3%	79.7%	80.8%	55.0%	—	—	79.3%
寡婦年金	63.3%	・	・	63.3%	・	・	63.3%

＜就業している者のうち仕事の内容別の構成割合＞

	計	常勤	臨時	自営	家族従業者	その他	不詳
計	100.0%	15.9%	50.5%	13.8%	5.9%	8.1%	5.7%
厚生年金のみ	100.0%	14.3%	50.1%	14.4%	6.3%	8.7%	6.2%
厚生年金と基礎年金の両方	100.0%	31.5%	56.6%	5.5%	1.2%	3.8%	1.5%
基礎年金のみ	100.0%	35.8%	48.6%	6.0%	2.8%	4.8%	2.1%
寡婦年金	100.0%	4.8%	47.9%	28.1%	12.0%	3.3%	3.9%

＜遺族年金受給者本人の労働による年間収入＞

	計	～100万円	100～200万円	200～300万円	300～500万円	500～850万円	850万円～	不詳
計	100.0%	47.2%	30.3%	11.1%	6.6%	2.8%	0.4%	1.5%
厚生年金のみ	100.0%	48.8%	29.6%	10.7%	6.2%	2.6%	0.4%	1.7%
厚生年金と基礎年金の両方	100.0%	33.5%	35.8%	15.3%	10.9%	3.5%	0.2%	0.7%
基礎年金のみ	100.0%	26.9%	36.4%	15.4%	12.7%	8.1%	—	0.6%
寡婦年金	100.0%	51.2%	34.2%	9.4%	2.6%	1.0%	1.0%	0.5%

(資料)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(平成22年)

(注)表中「—」は計数のない場合、「・」は統計項目のありえない場合をあらわす。

遺族年金受給者の就業状況②

- 遺族年金受給者のうち働いていない者の働かない理由については、65歳未満で見ると、「働く場がない」・「育児・病気等」といった非自発的な理由が半数以上を占めている。
- 被保険者の死亡前に就業していた者で65歳未満の者については、引き続き就労している者が多数を占める。一方、被保険者の死亡前に仕事のない者については、45歳未満で見ると、半数以上の者が就職しているのに対し、45歳以上で見ると7割以上の者が無職のままとなっている。

＜遺族年金受給者が働いていない理由＞

	計	働く場がない	働く必要がない	育児・病気等	その他	不詳
計	100.0%	10.1%	19.1%	32.2%	28.6%	10.0%
～44歳	100.0%	23.4%	3.8%	48.8%	19.4%	4.6%
45～54歳	100.0%	27.0%	7.1%	39.0%	23.3%	3.6%
55～64歳	100.0%	27.8%	12.2%	33.5%	21.9%	4.7%

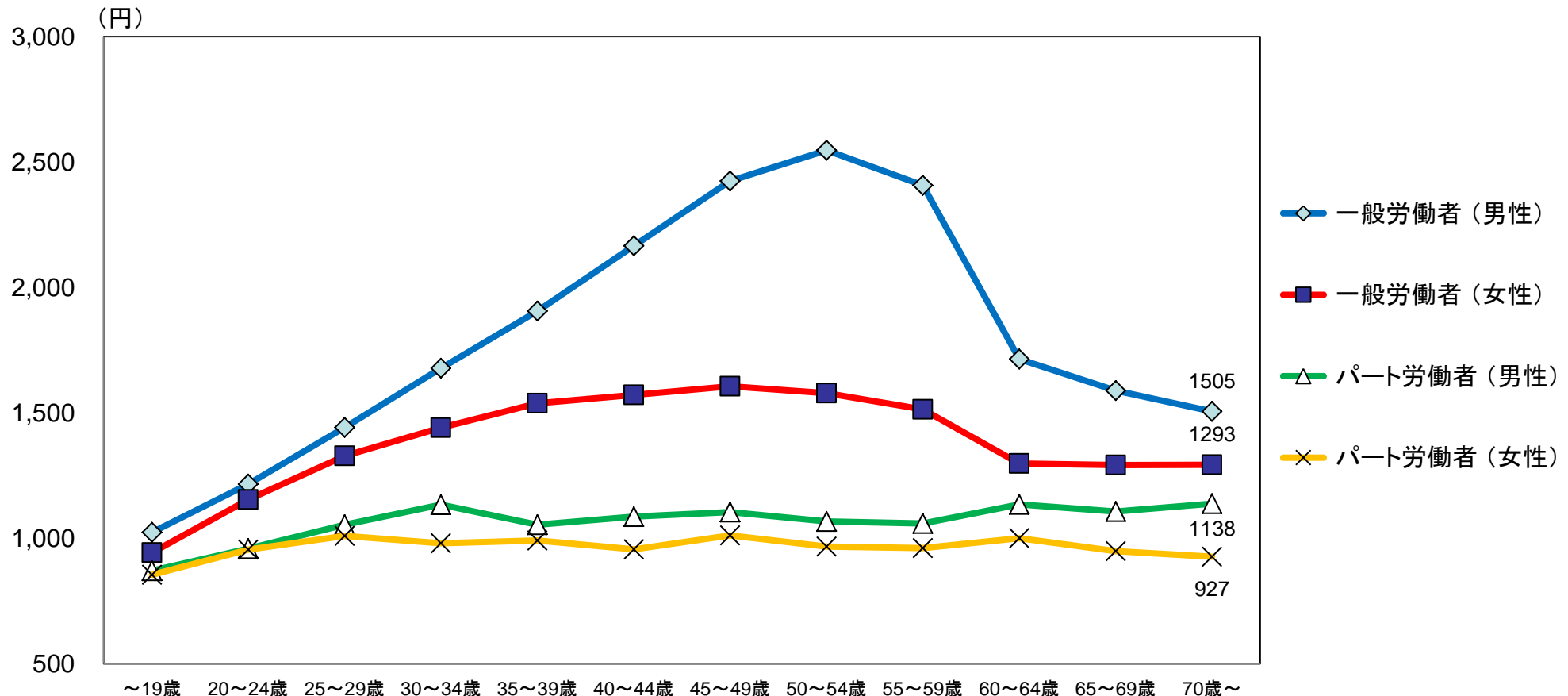
＜被保険者の死亡に伴う就業状況の変化＞

被保険者死亡時の受給者年齢	計	被保険者死亡前に仕事あり							被保険者死亡前に仕事なし		
		計	転職した				仕事を 変えて いない	辞職した	計	就職した	無職のまま
			小計	収入増加 の目的	それ以外 の目的	不詳					
計	100.0%	38.2%	6.9%	3.3%	2.9%	0.7%	22.8%	8.6%	61.8%	4.6%	57.1%
～34歳	100.0%	47.8%	22.3%	13.5%	4.9%	3.8%	23.1%	2.5%	52.2%	41.1%	11.0%
35～44歳	100.0%	67.6%	29.9%	17.2%	9.3%	3.3%	33.3%	4.4%	32.4%	21.0%	11.5%
45～54歳	100.0%	68.1%	15.8%	6.8%	7.7%	1.2%	42.7%	9.7%	31.9%	7.7%	24.2%
55～64歳	100.0%	49.2%	5.6%	2.1%	3.1%	0.4%	30.6%	12.9%	50.8%	2.4%	48.4%

給与額の現状

一般労働者とパートタイム労働者の年齢階級別 1時間あたり所定内給与額(男女別)

○ 男性の一般労働者の男性の所定内給与額は50～54歳で頂点となる上昇カーブを描くが、女性では、一般労働者でも年齢に伴う上昇は大きくなく、パートタイム労働者では年齢に伴う上昇はほとんどみられない。



(資料)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)

4. 遺族基礎年金の支給対象の拡大の施行 過程における問題

遺族基礎年金の父子家庭への拡大

見直しの趣旨

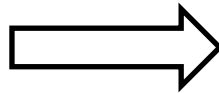
- 全国民共通の給付であり子どもがいる場合に支給される遺族基礎年金について、これまで支給対象が子のある妻又は子に限定されていたため、父子家庭も支給対象に加えることとする。

見直しの内容

- 遺族基礎年金の支給対象について、「子のある妻又は子」に加えて「子のある夫」も対象とする。

現行の支給対象

- 子のある妻
又は
- 子



拡大後の支給対象

- 子のある妻又は夫
又は
- 子

※子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。

- 平成26年4月1日から施行。
- 施行日以後に死亡したことにより支給する遺族基礎年金から適用。
- 所要見込額
約100億円（平成26年度約10億円）

国会における議論

参議院 予算委員会 平成23年9月29日

○松あきら議員

災害の父子家庭の孤立が問題になっている。自立支援は母子家庭だけなんです。遺族基礎年金は父子家庭には支給されないという現実があります。(資料提示)

この表を見ていただきたい。遺族年金78万8900円、子の加算分45万円、計124万2900円支給される、ところが父子家庭には支給されない、これは男女平等ではない、こういうふうに思います。(中略)

こういうふうに見ていただきたいんです。母子家庭ではマル、父子家庭ではバツ、こういうことがあってはならない。これについてしっかりと、私は、震災後の父子家庭が子供の貧困につながる状況を一刻も早く改善していただきたい、制度改善を要望いたします。総理、いかがでございましょうか。

○小宮山厚生労働大臣

この年金制度の改革につきましては、今社会保障審議会の年金部会で検討していますので、これはいろいろ就業形態や家族形態に母子と父子の場合では違いがございますけれども、見直しに向けて検討していきたいと思っています。ただ、これは遡ることができませんので、現在の震災に遭われた方につきましては、恐らくマルが付いていたと思いますけれども、児童扶養手当法を改正して、この児童扶養手当は父子家庭にも行くようにいたしましたので、こうしたことも活用をしながら見直しに向けて検討していきたいと思っています。

支給対象拡大に際しての年金部会における意見

○花井委員 以前、部会でも発言させていただきましたが、まず4ページに記載のある、遺族基礎年金の支給対象については、「子のある妻」だけではなく、「子のある夫」を追加すべきです。

次に3号被保険者が死亡した際の遺族基礎年金の問題についてです。これは、3号被保険者が亡くなられたとしても、遺族となる子どもの生計は第2号被保険者で成り立っていると考えられるので、3号被保険者が亡くなった場合に、その遺族に遺族基礎年金を支給する必要性はあまりないのではないかと考えます。

また、5ページにある遺族年金の生計維持要件850万円については、今、他の委員から、この金額自体が高いのではないかというお話が出ており、幾らにするかというのはあるかと思えます。加えて、生計を維持していたと考えられる者が死亡した際の1回限りの判定で遺族年金が出るか出ないかが将来にわたって決まってしまうというのは、遺族となる子どもの生計維持という遺族年金の性格からしてどうかというのがあります。したがって、850万円の水準は検討課題としても、毎年の収入に応じて段階的に年金額を調整する仕組みを導入することも併せて必要ではないだろうかと思えます。

最後に、今回のここには書かれていないのですが、遺族厚生年金については、子のない夫は55歳以上である場合のみしか受給できない仕組みとなっています。妻の場合は何歳でも遺族厚生年金は支給されるのですが、これも男女差という観点からどうかと考えておりますので、制度的に見直すべきではないかと思えます。

それを踏まえまして、今回の議題のテーマ自体が遺族基礎年金となっています。できましたら、遺族年金としていただいて、先ほどの子のない夫の遺族厚生年金の見直しも行っていたいただきたいと思います。

○諸星委員 そもそも遺族基礎年金は母子年金が遺族基礎年金になりましたから、母あるいは子どもという限定があったわけですが、実際の状況が変わってきているということなので、夫に対する部分は入れるべきだと思います。

4ページの3号の部分については、皆さんと同じような意見で、条文上も1号または2号と書かれておりますし、2号に扶養されるという前提がありますので、これについては支給しないこととするという点はいいかなと思います。

ただ、先ほどからの認定時の時点で数年見るべきではないかということですが、実務上これは非常に困難ではないかと私は考えております。近い将来、5年内で下がった場合ということですが、もし仮にそれを認めてしまうと、その時点では高額だけれども、その後わざわざ金額を少なくする。そういう申告をしてくる場合もありますので、それについては非常に難しいかなと思っています。所得の把握も先ほどから出ていますように、非常に難しい状態ですから、やはり生計維持関係については死亡時の認定で行い、5年以内に明らかに所得が下がる場合の運用がありますので、その範囲でやるべきではないかと思えます。

一体改革における遺族年金の見直し (平成24年2月14日・年金部会資料(抜粋))

遺族基礎年金見直しの具体的制度設計

- 遺族基礎年金の支給対象を「子のある妻」ではなく、「子のある配偶者」とする。
(「子のある夫」の追加。)
- 父子家庭に支給対象を拡大するが、被扶養者である第3号被保険者(いわゆる専業主婦)が死亡した場合には、遺族基礎年金を支給しないこととする。
- 遺族年金は、死亡した者に生計を維持されていた者に支給されるものであり、その判定基準として、年収850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められないこととされている。この「年収850万円」の根拠は被用者年金被保険者の報酬上位10%に相当する収入として定められており、その基準に照らせば、「年収850万円」を変更する必要はない。一方、この基準は遺族の死亡時のみに勘案されるものであり、認定後にも所得の増減があり得ることに対応できていないことなども指摘されている。この基準の取扱いについては、遺族年金受給者の実態等を見ながら引き続き検討を進めるべきではないか。
(検討にあたっての留意点)
 - ・現行要件の年収850万円以内は、被用者年金被保険者(男女共通)の報酬上位10%に相当する収入として定められているが、実際にはほとんどの範囲の妻に対して遺族基礎年金が支給されている。
 - ・今回の趣旨から考えて、生計維持要件に男女差を設けることは、適切ではない。
 - ・死亡の当時生計を維持されていたかどうかについては、死亡当時以降の状況で判断が変わるものではない。また、保険事故が生じて受給している保険給付について、その後の所得状況の変化に対応した所得制限を行う事については、慎重な検討が必要。
- また、他に男女差のある遺族年金(寡婦年金、中高齢寡婦加算、夫の遺族厚生年金の年齢要件等)の取扱いについては、社会実態等を見ながら、引き続き検討を進める。

遺族基礎年金の父子家庭への拡大の施行過程での見直し①

政令案の意見公募手続き(パブリックコメント)(実施期間:H25.12~H26.1)に際して寄せられた御意見の概要

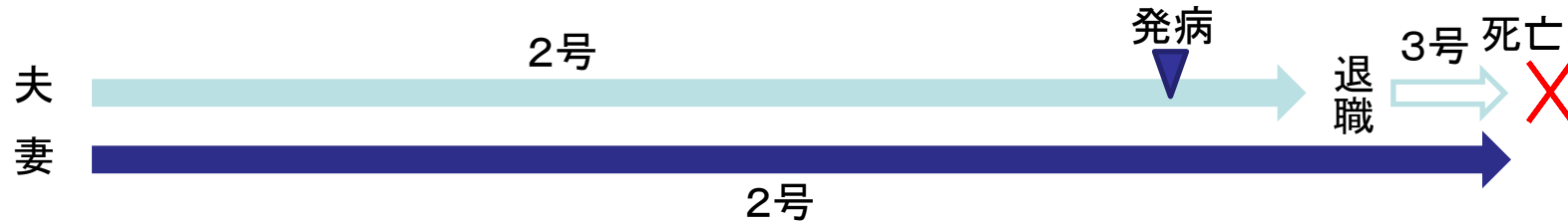
- ・ 死亡時に第3号被保険者であったとしても、それまでに厚生年金に25年加入していて長期要件を満たしているという人もいるはずであり、こういう人が死亡した場合に遺族年金が出ないのは不公平。
- ・ 第3号被保険者であっても、パート労働者として働き、世帯の生計維持に貢献している世帯もあるため、そういった世帯で第3号被保険者の方が死亡した場合に遺族年金が出ないのは不合理。
- ・ 自身の被保険者期間がほぼ第1号被保険者期間や第2号被保険者期間によって満たされている人が、死亡時に偶然第3号被保険者であったからといって遺族年金が支給されないのは不公平。
- ・ 厚生年金保険法第78条の13において「(略)被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識(後略)」と規定されている、いわゆる「3号分割」の考え方と、今回の措置が矛盾する。
- ・ 第3号被保険者が死亡した場合には遺族年金を支給しないとすると、第3号被保険者になった際にその届出を故意に行わず、1号未納期間としておき、死亡したのちに3号特例制度を活用して記録訂正を行う、というモラルハザードが起きるのではないか。
- ・ 遺族基礎年金は子あるいは子のある配偶者に支給されることから、制度の趣旨は残された家族の生計維持と考えるのが妥当。したがって今回の政令で生計維持要件に第3号の死亡は該当しないとするのは当然のことと考える。

遺族基礎年金の父子家庭への拡大の施行過程での見直し②

(パブリックコメントで寄せられた御意見の中で指摘のあったケース)

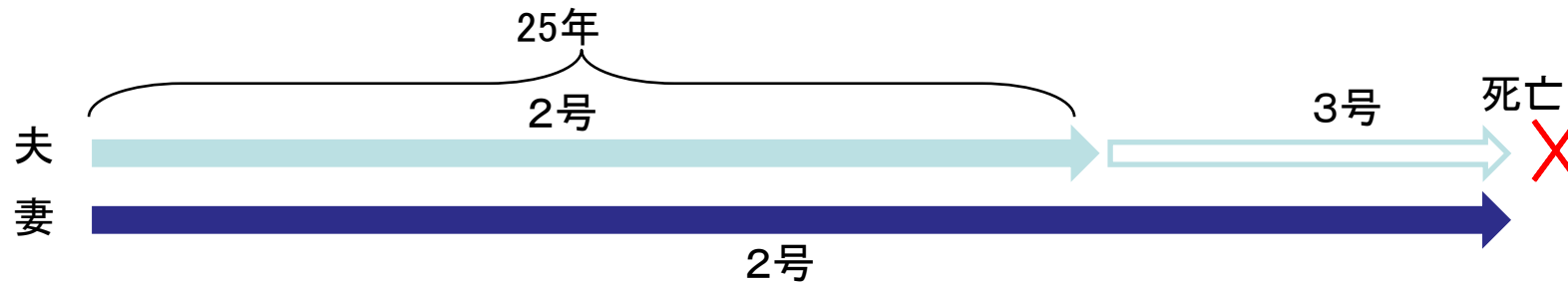
【ケース①】

- ・ 2号の夫が病気により退職→3号になったときに死亡



【ケース②】

- ・ 過去に25年以上にわたって保険料を納めた人が死亡



※ 母子家庭のみが支給対象となっていた制度下では、上記いずれのケースについても、夫の死亡時に、夫は実質的には妻により生計を維持されていたにもかかわらず、妻には遺族基礎年金が支給される扱いとなっていた。(男性は、死亡時点で第3号被保険者であったとしても、生計を維持していたという扱いとなっていた。)

※ 父子家庭への支給対象の拡大に伴い、第3号被保険者が死亡した場合には支給対象としないという制度に改めた場合、これらのケースが支給対象から外れることが問題となった。

遺族基礎年金の父子家庭への拡大の施行過程での見直し③

政令案のパブリックコメントに対する厚生労働省の回答(H26.1.10)

一昨年¹の社会保障・税一体改革において、遺族基礎年金の支給範囲が母子世帯から父子世帯に拡大をされましたが、これは、共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化を踏まえ、これまでの「男性が家計を支えることを前提とした制度設計」から「男性も女性も家計を支える存在となり得ることを前提とした制度設計」という考え方の変更が背景にあります。

これまで遺族基礎年金の支給における生計維持の考え方は、機械的に男性を生計維持者として捉えていましたが、先述の考え方の変更を踏まえれば、遺族基礎年金が父子家庭にも支給されるにあたって、その世帯において実際に家計を支えていた方を男性・女性にかかわらず、生計維持者と捉えることが必要となります。

こうした考え方の帰結として、第3号被保険者は、稼得能力を有する第2号被保険者に扶養される人であることから、第3号被保険者が死亡した場合には、遺族年金の支給の要件である生計維持に該当しないという整理となり、政令に委ねられた生計維持の認定についての必要な事項として、その旨を明らかにすることとしておりました。

制度改正の考え方が政令の根拠規定である法律の解釈にも及び、政令で定める支給の要件が変更されること自体は適切で必要なものと考えており、上記の生計維持の見直しについても法の授権の範囲内での見直しであるものと考えております。

しかしながら、現実には男女で就労する期間や賃金の水準に差が存在する状況下で、こうした見直しを行った場合、主として男性の収入によって家計を維持されてきた家庭で、男性が失業や疾病などにより離職し、女性の被扶養者となった状態で死亡した場合にも遺族年金が支給されないこととなりますが、このような結果となることについて不合理ではないかとの指摘をいただいたところです。

被扶養配偶者が死亡した場合には遺族年金の支給の対象外という措置を講じつつ、被扶養のとらえ方を変えて、上記のような御指摘に対応しようとする²と、死亡時点における生計を維持していたことの認定という政令に委任された範囲内で行うことが困難であることも考慮し、今回の政令改正によって第3号被保険者が死亡した場合の取り扱いを見直すことはしないことといたします。

ただし、稼得能力の喪失を補てんするという年金制度の本質や共働き世帯の増加等の社会実態の変化を踏まえれば、現行の遺族年金の給付の内容・要件や生計維持の考え方には、一定の見直しが必要であると考えております。

このため、先般成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で掲げた課題と併せて、第3号被保険者の扱いを含めた遺族年金の在り方に関して、検討を行い、必要な見直しを行っていくこととします。

遺族基礎年金の父子家庭への拡大と第3号被保険者の取扱いに関する論点整理

(現行制度の基本的な考え方)

- 現行の遺族年金制度は、主に男性が働き、家計を支えるという考え方で制度構築されたものであり、そうした制度下では、死亡した男性が、何らかの事情により稼得活動から離れていた(その結果、第3号被保険者となっていた)としても、その遺族には遺族年金が支給される扱いとなっている。
- 逆に、女性が死亡しても、男性は皆働いているとの考え方によって制度構築されているのであれば、遺族配偶者である男性が現役期にあれば所得保障の必要性は薄いということになる。このため、男性は、一体改革前は遺族基礎年金の支給対象とならず、遺族厚生年金についても、60歳以上(被保険者の死亡時点で55歳以上)でなければ、対象とならない扱いとなっている。

(遺族基礎年金の対象の父子家庭への拡大)

- 遺族基礎年金の支給対象を父子家庭に拡大することは、これまで遺族年金が制度設計上、基礎においていたこのような考え方からの変更を要請するものであった。
- すなわち、
 - ① 特定の性に生計を維持する役割を当てはめるのではなく、実際に生計を維持していたことに対応して制度を設計する。
 - ② 男性も女性も、ともに生計を維持する役割を果たしているという考え方で制度を設計する。のいずれかの考え方への変更を伴う制度内容の変更であったと考えられる。
- 「第3号被保険者死亡の場合には遺族基礎年金の支給対象としない」という考え方は、①の考え方を基礎においたものと考えられる。ただし、この考え方で制度設計を行った場合は、パブリックコメントで指摘されたようなケースの取扱いが問題となるほか、稼得活動には従事しているのに被用者保険の適用基準との関係で第2号被保険者となれない短時間労働者や、第2号被保険者の保険料は夫婦共同負担したものであると認識した旨の規定の存在、学生等国民年金保険料の支払いの猶予を受けている者との関係も問題となる。
- 一方、②の考え方を基礎においた場合、死亡したのが男性であっても女性であっても遺族年金の支給対象となり得るが、支給の内容は男性も女性も就労するとの考え方に基づいた見直しを要することになる。
- これまで説明したように、諸外国の遺族年金の制度設計は、養育する子がいる間は支給されるが、養育する子がいない場合には給付がないか、有期の給付となっているものが多い。これは、子の養育には男性も女性も、ともに責任を負うため、どちらが死亡しても保障の必要性は高いが、養育する子がいない場合には、男性も女性も就労する考え方に立つならば、保障の必要性は低いという整理になっているものと考えられる。
- 第3号被保険者が死亡した場合の遺族基礎年金の取扱いに関しては、このような遺族年金全体の見直しの方向とともに検討する必要がある。

検討に当たっての論点

○ 共働きが一般化することを前提とした場合の、遺族年金制度の在り方について

- 欧米諸国にみられるように、養育する子がいる場合には遺族年金を給付するが、養育する子がない場合には、給付がないか有期の給付となるという方向での見直しの必要性や是非
- 男女の就労の実態や変化を踏まえた見直しのタイミングやスピード、どこから着手するか
- 上記の方向性を踏まえた、第3号被保険者が死亡した場合の遺族基礎年金の支給の取扱い